

地域貢献等（災害協定に基づく活動実績）の総合評価見直しについて

大分河川国道事務所（運用） R3. 3. 23

■評価見直しの内容

○理由

昨今の甚大な災害対応にあたって、早急な大分河川国道事務所管内の社会インフラ復旧等に貢献している業者の地域貢献度（災害協定に基づく活動実績）評価についての見直しを行った。

○見直しの内容

- ①平成31年4月以降に、大分河川国道事務所と直接又は間接の災害協定に基づく活動実績を最も優位に評価する。
- ②令和3年度に大分河川国道事務所と直接の災害協定を締結している業者を優位に評価する。
- ③平成31年4月以降に、大分河川国道事務所管内に所在する国（大分河川国道事務所は除く）、県又は市町村等と直接又は間接の災害協定に基づく活動実績を評価する。
又は、平成31年4月以降に、九州地方整備局と直接又は間接の災害協定に基づく大分河川国道事務所管内での活動実績を評価する。

※注1）①及び③については、巡視・巡回は活動実績に含むが、災害待機・訓練は活動実績に含まない。

※注2）大分河川国道事務所管内とは、中津市、宇佐市、杵築市、豊後高田市、国東市、姫島村、日出町、別府市、大分市、由布市、九重町、玖珠町、日田市とする。

○適用時期

令和3年4月1日以降に公告を開始する工事

(旧)

| [地域貢献等] | |
|--------------|--|
| 災害協定に基づく活動実績 | <p>以下の①、②の協定に基づく活動状況及び③の協定を（別記様式2）の「災害協定に基づく活動実績」の欄に記載すること。</p> <p>① 平成30年4月以降に、大分河川国道事務所管内（中津市、宇佐市、杵築市、豊後高田市、国東市、姫島村、日出町、別府市、大分市、由布市、九重町、玖珠町、日田市）の国、県または市町村等と直接又は間接の災害協定を締結し、当該災害協定に基づく災害対応の実績（土嚢等の災害対策用資材の運搬、設置及び造成の実績、又は排水ポンプ車等の災害対策用機械機器の運搬、設置及び稼働の実績は、その場所にかかわらず実績に含む。）がある場合。（災害待機・訓練・巡視・巡回を除く）</p> <p>② 平成30年4月以降に、大分河川国道事務所との直接協定に基づく、大雨・洪水等異常時の河川巡視、道路巡回又は発注者の指示による災害待機・訓練の実績がある場合</p> <p>③ ①及び②の実績がない場合は、大分河川国道事務所管内（中津市、宇佐市、杵築市、豊後高田市、国東市、姫島村、日出町、別府市、大分市、由布市、九重町、玖珠町、日田市）の国、県または市町村等と直接、令和2年度の災害対応に関する協定を締結している場合</p> <p>①、②及び③における協定書の写しを添付すること。（協定書の有効性を明確に証明できない場合は、協定書の写しの他に年度更新を明記した通知文等の写しも併せて添付すること。） また、①及び②については、実績を証明できる契約書等の写しを添付すること。協定書に基づいた巡視・巡回・工事の実績であることが明確でない場合は評価しない。（発注者の指示又は依頼が確認できない、災害待機・訓練は実績に含まれない。）</p> <p>評価は、「①の活動実績」、「②の活動実績」、「③の直接協定の締結」の順で優位に評価する。 国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。なお、地方公共団体との協定であっても公共土木施設に関する協定で無い場合は、評価しない。</p> |

(新) 適用開始日・令和3年4月1日以降に公告を開始する工事

| [地域貢献等] | |
|--------------|--|
| 災害協定に基づく活動実績 | <p>以下の①、③の協定に基づく活動状況及び②の協定を（別記様式2）の「災害協定に基づく活動実績」の欄に記載すること。</p> <p>① 平成31年4月以降に、大分河川国道事務所との直接又は間接の災害協定を締結し、当該災害協定に基づく災害対応の実績（河川巡視、道路巡回又は、土嚢等の災害対策用資材の運搬、設置及び造成の実績、又は排水ポンプ車等の災害対策用機械機器の運搬、設置及び稼働の実績は、その場所にかかわらず実績に含む。）がある場合。（災害待機・訓練を除く）</p> <p>② 令和3年度に大分河川国道事務所との直接の災害対応に関する協定を締結している場合</p> <p>③ ①の実績がなく②の協定締結がない場合は、平成31年4月以降に、大分河川国道事務所管内^{※1}に所在する国、県または市町村等と直接又は間接の災害協定^{※2}を締結し、当該災害協定に基づく災害対応の実績^{※2}（河川巡視、道路巡回又は、土嚢等の災害対策用資材の運搬、設置及び造成の実績、又は排水ポンプ車等の災害対策用機械機器の運搬、設置及び稼働の実績は、その場所にかかわらず実績に含む。）がある場合。（災害待機・訓練を除く） 又は、平成31年4月以降に九州地方整備局との直接又は間接の災害協定を締結し、大分河川国道事務所管内^{※1}において、当該災害協定に基づく災害対応の実績（河川巡視、道路巡回又は、土嚢等の災害対策用資材の運搬、設置及び造成の実績、又は排水ポンプ車等の災害対策用機械機器の運搬、設置及び稼働の実績は、その場所にかかわらず実績に含む。）がある場合。（災害待機・訓練を除く）</p> <p>※1 大分河川国道事務所管内とは、中津市、宇佐市、杵築市、豊後高田市、国東市、姫島村、日出町、別府市、大分市、由布市、九重町、玖珠町、日田市とする。</p> <p>※2 大分河川国道事務所との直接又は間接の協定・実績は含まず。</p> <p>①、②及び③における協定書の写しを添付すること。（協定書の有効性を明確に証明できない場合は、協定書の写しの他に年度更新を明記した通知文等の写しも併せて添付すること。） また、①及び③については、実績を証明できる契約書等の写しを添付すること。協定書に基づいた巡視・巡回・工事の実績であることが明確でない場合は評価しない。（発注者の指示又は依頼が確認できない、災害待機・訓練は実績に含まれない。）</p> <p>評価は、「①の活動実績」、「②の直接協定の締結」、「③の活動実績」の順で優位に評価する。 国、県または市町村等の「等」とは、九州地方整備局の事業と類似事業を行う事業者とする。なお、地方公共団体との協定であっても公共土木施設に関する協定で無い場合は、評価しない。</p> |